

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	秋山照雄君	副委員長	松井豊君
	金丸幸司君		五味武彦君
	金丸寛君		長谷部集君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	清水正二君		滝川美幸君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	山本英俊君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	長田裕二君	建設課長	小宮山尚君
農林振興課長	箭本太君	商工観光課長	堤貞治君
建設総務係長	興石文明君	建設管理係長	保坂俊和君
建設土木係長	小田切英規君	商工労働係長	藤井亮一君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土屋達巳	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

内容

- 1 市道路線認定及び変更について（現地視察）（建設課）
- 2 第2期「甲斐市空家等対策計画」の策定について（建設課）
- 3 第2期「甲斐市耐震改修促進計画」の策定について（建設課）
- 4 甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱の制定について（商工観光課）
- 5 その他（建設課・商工観光課・農林振興課）

開会 午後 1時25分

○書記（中込美智子君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、秋山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

今年は例年になく長雨が続きまして、豪雨により九州南部を中心に甚大な被害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

予報によりますと、今年の梅雨明けは平年より遅くなるようです。蒸し暑い日が続きますので、体調管理には十分ご留意していただきたいと思います。

本日も円滑な委員会の進行にご協力いただけますことをお願いし、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開催します。

本日の会議を開きます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

○委員長（秋山照雄君） それでは、次第の3、内容に入ります。

初めに、市道路線認定及び変更についてを行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、お諮りいたします。本件は、お手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することを決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、本日もよろしく願いいたします。

市道路線認定及び市道路線変更の件につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。路線箇所図につきましては2ページから4ページとなります。

市道路線認定につきましては道路法第8条の規定、市道路線変更につきましては道路法第10条の規定により、8月の定例市議会に議案の提出を予定しておりますが、この常任委員会におきまして、路線認定2路線、路線変更1路線の現地確認をお願いするものであります。

本日、現地確認をお願いいたします路線につきましては、委員会資料1ページ、路線認定につきましては、路線番号343、路線名、市子石宅造2号線、路線番号344、路線名、石下宅造4号線、路線変更につきましては、路線番号549、路線名、判家塚宅造1号線において、開発道路の接続に伴い、終点、竜王字判家塚1120番8地先までを竜王字判家塚1100番4地先までに変更、延長を54.9メートルから85.5メートルに変更するものでございます。

確認していただきます路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内道路であります。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきますので、よろしくお

願います。

以上になります。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

現地のほうへ移動をお願いいたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時44分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

現地視察お疲れさまでした。

これより、市道路線認定及び変更について質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にしてくださいようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等ありましたら、願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、傍聴議員の質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようでございますので、ここで質疑を終わります。

以上で、市道路線認定及び変更についてを終わります。

続いて、（2）第2期「甲斐市空家等対策計画」の策定について、担当より説明をお願いします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 引き続き、よろしく願います。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

（2）の第2期「甲斐市空家等対策計画」の策定について、ご説明させていただきます。

まず、1の計画策定の趣旨及び位置づけでございますが、本市では、平成27年に施行さ

れました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、甲斐市空家等対策計画を策定しており、管理不全の空き家等による安全、衛生、防犯・防火などの空き家問題について市の基本的な考えを示し、施策の推進に努めておりますが、現計画の期間が平成29年度から令和2年の4年間としており、今年度末に計画期間が終了となります。

このため、第2次甲斐市総合計画後期基本計画、こちらは令和2年度から令和6年度となりますが、これを上位計画とし連携するため、新たに令和3年度から令和6年度までとする第2期甲斐市空家等対策計画を策定いたします。

次に、2の計画の内容につきましては、計画の基本的事項、空き家等の現状と課題、計画の基本方針、施策の取組、計画の実施体制の5項目を基本とし、策定計画を行う予定でございます。

次に、3の策定スケジュールにつきましては、6月29日に第1回空家等対策協議会を開催しており、計画策定スケジュール等について協議を行っており、本日は、建設経済常任委員の皆様へ今後の策定スケジュールをご説明させていただきます。

8月から11月にかけて、第2回、第3回の空家等対策協議会を開催し、計画書の素案を決定し、その後、建設経済常任委員会へ素案の内容をご説明させていただきます。12月から1月にかけて、パブリックコメントの実施を予定しております。2月には、第4回空家等対策協議会において計画書（案）を策定し、建設経済常任委員会に計画書（案）の内容をご報告させていただき、3月には計画書を公表する予定でございます。

次に、4の甲斐市空家等対策協議会につきましては、空き家等の対策を推進する上で必要な協議を行うことを目的として、平成30年10月に発足しております。

(1)の協議会の所管につきましては、①空家等対策計画の作成、変更、実施に関すること、②空家等が特定空家に該当するか否かの判断に関すること、③空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する措置に関することとなっております。第2期甲斐市空家等対策計画につきましては、この①に基づき、協議会が策定することとなります。

次に、資料の6ページをお願いいたします。

(2)の委員名簿でございますが、保坂市長を会長とし、市議会議員と法務、不動産、建築等、福祉に関する学識経験者など10名に委員をお願いしております。氏名、所属団体等につきましては、名簿のとおりでございます。任期につきましては、平成30年10月から2年間としており、令和2年10月で任期満了となりますが、各委員には再任をお願いする予定でございます。

5の空き家実態調査の実施につきましては、平成27年度に、各自治会に協力をいただき、空き家実態調査を実施いたしました。4年が経過していることから、最新の实態を把握するため、今年度、国の補助を受け、市内全域を対象に調査を行い、空き家の戸数、空き家等の破損度、空き家所有者などへの意向調査などを実施いたします。

(1)から(5)までは、調査業務委託の契約内容及び調査項目となっております。

最後に、(6)の調査スケジュールにつきましては、6月から業務に着手しており、9月までには現地確認調査を終わらせる予定でございます。10月からは危険度の判定や所有者への意向調査などを実施するとともに、台帳等の整理を行い、3月までには業務を完了する予定であります。

なお、皆様のお手元には現在の甲斐市空家等対策計画を配付させていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長(秋山照雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井副委員長。

○委員(松井 豊君) 工期が来年の3月19日までとありますが、これとこの調査スケジュールとの関係が、ちょっといま一つ分からないんですが。

○委員長(秋山照雄君) 興石建設総務係長。

○建設総務係長(興石文明君) 委託業務の工期につきましては、こちら記載のとおりでございます。計画書の策定スケジュール、5ページになりますけれども、素案のほうは11月に建設経済常任委員会のほうへお諮りいたしますので、それに間に合うような形の中で、空き家の件数の速報値だとかアンケートの速報値などを委託業務のほうで行いまして、素案のほうに盛り込んでいくようなスケジュールとなっております。

以上です。

○委員長(秋山照雄君) ほかに質疑はありますか。

五味委員。

○委員(五味武彦君) 調査スケジュールの中で現地調査と、8月、9月と二月でやる予定になっているんですが、この調査の方法ですね。前回の調査のときは、自治会連合会かどこかをお願いして、自治会で調べて、それを市が吸い上げてと、それで1,100幾つになったとは思うんですよ。今回、この二月で、この会社に委託して、数が調べ切れるのかどうか。それ

は、その前の調査の拠点ですか、そこを基にして、それ以外のところもやるのか、改めて初めから、ゼロからスタートするのか。この辺ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（秋山照雄君） 興石建設総務係長。

○建設総務係長（興石文明君） 現地調査につきましては、委託業者のほうの調査員11名により現場のほうに入ります。前回調査を基本に調査のほうに入るわけですがけれども、2か月間で市内全域をやるような計画でございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その対象が、これ2ページにありますけれども、空き家等は住宅用途に限らず、店舗、事務所、倉庫等も含まれることになっていくということになっていると思うんですよ。これは変わらないということですね。これは前回のやつだな、ですね。今回のやつですか。今回もそのようになるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 空家等対策計画の2ページに、対象とする空き家等の種類ということで記載がしてありますけれども、こちらと同様な内容で調査のほうに入ります。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認です。お疲れさんです。

協議会の件について、ちょっとお尋ねをします。任期が今年の10月、2年間の中で10月3日ということですがけれども、この任期のうち、大体年に何回ぐらい、協議会というのは開かれたんですかね。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 空き家の協議会の開催ですけれども、平成30年10月に委嘱したわけですがけれども、そのときに1回と、また、昨年になりますけれども、令和元年度1回、合計2回開催をしております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、今、興石係長が説明した回数ですがけれども、今年で10月3日で任期満了になって、先ほどの説明だと、おおむねこのメンバーでいくということなんですけれども、大体第2期、これもこんなふうな形の中で、回数等もそんなに、協議会としては

その程度、その程度という言い方はないですけれども、回数で行う予定であるかどうかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 今年度につきましては、先ほど課長のほうから説明いたしましたけれども、2期の対策計画を策定しますので、年度で4回開催を予定しております。次年度につきましては、最低でも1回はするような形で検討しております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、あと一つだけ。

調査項目の中で、6ページですか、④老朽度（危険度）判定というのが、AからDランクということなんです。このAからDというのはどういう基準というか、AからD、Aが一番危険なのか、この辺はどうなのか、ちょっとご説明いただけますか。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 空家等対策計画の7ページをお願いいたします。

上のほうですけれども、ランクがAのものにつきましては、ほとんど修繕の必要がないものという分類でございます。Bにつきましては、多少の改修工事により再利用が可能なもの、また、Cにつきましては、管理が行き届いておらず損傷が激しいもの、Dが解体が必要となるものというようなランク分けでございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） これまで4年間の計画については、初めてということもあったし、上位法があったからできたということもあるんで、実態調査に主軸を置いて、現状と課題等の把握に努めたということで、いいと思うんですけれども、これからつくる第2期につきましては、やっぱりその対策について、もっと具体的な方策、あるいは数値目標みたいなものも、やっぱり入れ込んでいかないと、またせっかくつくっても、4年がただ過ぎていくというだけのような気もするのがちょっと不安な部分なんですよね。その辺について、どんなふうに検討しているか、お答えをお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） ただいまのご質問ですけれども、おっしゃるとおり、この4年間ににつきましては、私たちも推進はしてきたんですけれども、なかなか成果というものが上がらなかったという中で、県で空き家バンクというのを商工観光のほうに設置しております、こちらで空き家等の登録をしていただいて、空き家等、県外からでも、そういうところへ住んでいただくということで、少しでも解消を考えておりますけれども、今後につきましては、その空き家バンクを非常に活用していくということを考える中で、いろいろ商工観光と一緒に、この対策計画にも商工観光に入らせていただきまして、その辺の対策、また目標値等を今後定めていきたいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ぜひそのようにお願いをしたいということと、あと、この件については、建設課が主になってはいますけれども、今話にあったような、空き家バンクは商工であったりとか、また防災・防犯の観点だと違うところであったりとか、固定資産の関係であれば税務課があるとか、本当に多岐にわたって、横の連携が非常に重要になってくる問題だと思っていますので、そういう特別なチームを組むのか、そういう会議を設けるのかちょっと分からないですけれども、それも定期的に必ず行って、情報交換をしながら、どうやって目標値に向かって進んでいくかということ、そんな職員の中での会議というか、そういうこともやっぱり計画の中にしっかりと盛り込んでいって、必ずその数値に向かっていくんだという、そんな意気込みも、やっぱりこの計画で欲しいなと思うんですけれども、今まで定期的な会議というのはなかったですね。今後どうですか。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今までは定期的な会議はなかったんですけれども、今回のこの策定するに当たり、このスケジュールの中に庁内会議のスケジュールも含んで、ここにはちょっとお示ししなかったんですけれども、庁内会議のスケジュールもありますので、それに従って、庁内のよく連携を取りながら、この計画をいいものにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） これ意見なんですけれども、空き家バンクについては、非常に私、期待をしておりますので、もう何年も前から期待はしているんですけれども、なかなか利用率が上がらないという現状もあるので、まずは空き家バンクの利用率を上げていただいて、特定空き家にしていかないということで、ご努力をお願いしたいということで、これ意見で

すので、答弁結構ですので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（秋山照雄君） ほかにありますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） もう一度すみません、確認です。

今、長谷部委員とも重複するところあるんですけども、これ、特定空き家になるか、充当するか否かを判断するとあるんですけども、業務計画の3本柱の中にも、最後に空き家等の対策ということで、いわゆる特定空き家と、勉強不足で申し訳ないですけども、どんなところが特定空き家か、もう一度お示し願ひたいですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（秋山照雄君） 輿石係長。

○建設総務係長（輿石文明君） 特定空き家ですけども、先ほどご説明しました4段階のランク分けでいきますと、Dランクになります。倒壊等の危険が切迫しており、直ちに解体が必要なものというものが特定空き家でございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） さっき、特定空き家でちょっとお聞きしたいんですけども、どうしても解体が必要だというケースは、あくまで個人の財産なんで、個人の方がやるんですけども、撤去費用を工面できないというケースもあるんだということで、そういった場合に、最悪どうしても厳しいという場合は、行政代執行みたいなこともあり得るのか。また、その撤去費用というのは国から補助金みたいなものがあるのか、ちょっとその辺についてお伺ひします。

〔「ちょっと休憩を入れてもらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時05分

○委員長（秋山照雄君） 再開します。

それでは、ただいまの金丸幸司委員の質問に対する答弁をお願ひいたします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） すみません、甲斐市の空家等対策計画の14ページをちょっとご覧いただきたいと思います。14ページになります。

こちらに、特定空き家等に対する措置ということで、手順のフローが書いてありますけれども、この中で、特定空き家ということで、潰さなければならないということで、基本的には、やはり所有者が費用をかけて潰してもらおうと。ただし、何らかの関係でそれができない場合は、市が行政代執行をかけることもございます。

その場合については、その費用については、所有者に請求をいたしますという形になります。もう一つは、このフローの右側になるんですけども、所有者が特定できない場合、例えば所有者が全部相続放棄をしてしまったりとか、そういう場合もあるんで、そういう場合はいろんな手続を踏むんですけども、市が略式代執行をするということもございます。この場合、やはり費用は市のほうの負担になるんですけども、例えば代理人を立てて、その人たちが処分できれば、そこから費用を回収するとか、そういうふうなやり方は幾つかあるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 1点だけ教えてください。

協議会の委員名簿の中に議会の建設経済常任委員長が入っているというのは、これは法的に入れなきゃいけないから入れているということなんですよ。その辺どうですか。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 甲斐市空家等対策計画の21ページをお願いいたします。

こちら、特別措置法の7条の2になるんですけども、市議会の議員、法務、不動産、建築というような規定がございまして、めくっていただきまして26ページからが、甲斐市の空家等対策の推進に関する条例がございまして、こちらのほうの第9条のほうになるんですけども、委員10名をもってということで、先ほどの特別措置法のほうを基準にしまして選任しているところでございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 興石係長。

○建設総務係長（興石文明君） 議会から、ただいま建設経済常任委員長にご参画をいただいておりますけれども、こちらのほうは、執行側から議会のほうへ選任をお願いをいたしまして、選ばれたのが建設経済常任委員長でございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようです。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 取りあえずこれ、個人の所有物のことばかり触れているけれども、本来的に言えば、市が持っている危険な木造の市営住宅とか、前から言っていることに触れられていないよね。どこを探しても、今、文面ざらっと見ただけだけれども、一所有者というところに市も入るという意味と考えていいの。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの計画の促進の中には市は入りません。あくまで個人が所有している建物ということで解釈、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 危険だからと言っているんだもん、市がそれを率先して見本を示すべきというのは、当たり前じゃないかと私は思うんだけど、市が対象に外れるというのは、上位法がそうなっているから、市は関係ないというふうを取っていいのかな。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） この計画につきましては、市の対策としては、またそういう、市としてやるべきことがあるということで考えていますんで、この計画自体には市とか公共の施設は入らない、該当除外されているような形でございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかにありますか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、第2期「甲斐市空家等対策計画」の策定についてを終わります。

続いて、（3）第2期「甲斐市耐震改修促進計画」の策定について、担当より説明をお願いします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 続きまして、委員会資料の7ページをお願いいたします。

（3）の第2期「甲斐市耐震改修促進計画」の策定についてご説明させていただきます。

まず、1の計画の策定の趣旨及び位置づけでございますが、本市では、平成7年に施行されました建物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、甲斐市耐震改修促進計画を策定しており、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害に対して市民の生命・財産を守ることを目的として耐震化促進に努めておりますが、現計画は平成21年度から令和2年度の12年間を計画期間としており、今年度末に計画期間が終了となります。このため、次期山梨県耐震改修促進計画、山梨県地域防災計画及び甲斐市地域防災計画などと整合性を図り、連携するため、新たに令和3年度から令和7年度までとする第2期甲斐市耐震改修促進計画を策定いたします。

2の計画の内容につきましては、(1)計画の基本的事項、(2)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標、(3)建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、(4)建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、(5)その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項、この5項目を基本とし、計画の策定を行う予定でございます。

3のスケジュールにつきましては、本日は建設経済常任委員の皆様へ今後の策定スケジュール等をご説明させていただいておりますが、10月までに計画書の素案を作成し、11月には建設経済常任委員会へ素案についてご説明させていただき、ご意見を伺いたいと考えております。12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施する予定でございます。2月には計画書(案)を作成し、建設経済常任委員会に計画書(案)の内容につきましてご報告させていただきます、3月には計画書の公表を行う予定でございます。

なお、お手元には、現在の甲斐市耐震改修促進計画を配付させていただいております。

以上、説明を終わります。

○委員長(秋山照雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

五味委員。

○委員(五味武彦君) 計画の内容のところなんだけれども、この12年間が終わったということで、新しく計画を立てるんでしょうけれども、この2から5までは、この中で新しく今後取り入れるべき事項というのがありますか。今までの焼き直しでは困るわけで、新しくこういったことをやるんだと、計画するんだというのがありますか。

○委員長(秋山照雄君) 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの甲斐市耐震改修促進計画が、県でも耐震改修促進計画をつくっております、それに連携するような形で今後進めていきたいと思っておりますので、今、具体的に、ちょっと新しい施策というのは、ここでは具体的にはないんですけども、今後県とも話をしまして、必要事項等については、この計画の中に盛り込んでいきたいなどは考えております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 県の方針と合致するのは、もちろんいいんですけども、やはりここは甲斐市ですから、甲斐市バージョン、甲斐市独自のやっぱり対策、計画、こういったものがより必要だと思うんですよ。この辺を加味しながら進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（秋山照雄君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、議員の言われるとおり、甲斐市特有のそういう施策等があれば、その辺また取り入れたいと思います。また、もしご意見等がございましたら、また言っていただければ、計画の中に取り入れていきたいと考えております。以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） ないようです。なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で第2期「甲斐市耐震改修促進計画」の策定についてを終わります。

続いて、建設課関係のその他を行います。

初めに、建設課より報告をお願いします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、その他といたしまして、1件のご報告をさせていただきます。

8月の定例市議会におきまして、道路新設改良費、道路新設改良事業、河川維持改修費、河川改修事業の歳入特定財源につきまして、補正予算をお願いする予定でございます。

なお、内容につきましては、定例議会においてご説明させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員より建設課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、（４）甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱の制定について、担当より説明をお願いします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お疲れさまでございます。

資料の８ページをお願いいたします。

商工観光課から、（４）甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱の制定についてご説明いたします。

まず、１の経緯であります。

平成16年４月に山梨県は、製造業等の立地事業を行う者に対しまして、活力ある産業集積の促進、雇用機会の拡大を図ることを目的に、山梨県産業集積促進助成金交付要綱を制定いたしました。

この制度は、企業が助成を受ける要件といたしまして、市町村も助成制度を有し、県が交付する５分の１以上の額を助成金として交付していなければ対象とならないとされているため、本市においても、平成18年４月に甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱を制定し、県と市が連動した形で企業の立地事業を支援してまいりましたが、令和２年３月31日をもって廃止となったところでございます。

このたび、県要綱の改正が令和2年3月31日に行われたことに伴いまして、市要綱についても対象業種、助成率、上限額、加算要件等を県に連動させた内容で、新たに制定するものでございます。

2、主な従前の制度からの改正点であります。

(1) 助成率を現行から半減、この改正により、市の負担額は最大2億円から最大1億円に半減となります。

(2) 加算要件に応じ助成額拡大、市負担額ゼロ円が最大2億円まで拡大されます。

(1)、(2)の合計3億円が市の最大負担となります。

次に、加算要件であります。成長分野（医療、燃料電池等）、高付加価値創出事業（機械電子産業等）、新規常時雇用者のうち県外からの増加雇用者数が、新たに加算要件に加わりました。

(3) 雇用者数に応じた上限額の設定を廃止し、新たに進出元や業種に応じた上限額の設定に改正されるものでございます。

3、市内雇用要件について。

県要綱では、10人以上の新規雇用のうち、県内雇用要件（5人以上）を撤廃し、県外から雇用者数に応じた加算要件として、5人以上は1%、10人以上は2%を追加しましたが、市要綱では市内雇用要件について、新規雇用のうち、おおむね3割以上とする要件を旧要綱から引き続き残すことにより、市内雇用の確保を図るものとしております。

この改正により、県は県内の雇用よりも県外からの雇用を増やすことによる人口増加に方向転換するものでありますが、甲斐市といたしましては、従来の要綱にありますとおり、市内雇用要件を引き続き残し、市民の雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

1枚まわっていただき、10ページをお願いいたします。

10ページ、甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱の新旧対照表であります。

表の左が旧要綱、右が新要綱であります。

まず一番上、対象業種では、新の(5)データセンターが追加されました。データセンターとは、IT関連のデータ管理を行うサーバー等の設置施設などです。

対象要件では、旧の(3)のアンダーラインが引いてあります（うち県内雇用5人以上）が（データセンターは5人以上）に改正されます。

助成率は(1)、(2)、(3)に記載のとおり、2%が1%に、1%が0.5%にそれぞれ半減となり、市の最大負担は2億円から1億円になります。

その下、加算では、旧は横棒が記載されているとおり、今まで加算はありませんでしたが、新では、成長分野の医療機器分野や、その下の水素・燃料電池関連産業では1%の加算、物流業やデータセンターは0.2%加算されるものであります。

その下の高付加価値創出事業では、機械電子産業等は0.6%の加算、その下の新規常時雇用のうち、県外からの増加雇用者数は5人以上が0.2%、10人以上が0.4%を加算するものであります。

この加算により、市負担は今までゼロ円でしたが、最大2億円になります。

次に、11ページ、限度額では、旧の増加する雇用者数に応じた上限額が廃止され、新の県外からの新規立地、または県内企業、さらに、業種に区分した上限額の設定に変更するものであります。

その下の市内要件になりますが、新規常時雇用者10人以上のうち、市内から新たに雇用する者をおおむね3割以上（採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は市長と協議して雇用者数を調整するものとする）を引き続き残すことにより、市内雇用の確保を図るものでございます。

8ページに戻っていただきます。

8ページ、一番下にごございます4、助成金交付実績であります。これまで助成した企業は、平成18年にメイコーエンジニアリング、9ページの内藤製作所、平成30年度にTOKへの交付実績があります。

次に、5の今後の予定であります。

8月に要綱を制定し、4月1日に遡及して施行いたします。現在までに産業立地の計画の話はございませんが、助成金に該当する企業の立地があった場合は、補正予算により対応いたしたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 細かいことですが、助成金交付実績の中で、それぞれの会社が市内の人を雇ってもらえるということだと思っておりますが、この当時の実績というのをちょっと教えていただけますか。市内従事者の実績、メイコーであり、内藤さんであり、TOK。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 詳しい実績までは、資料にちょっと手元になくて申し訳ないんで、お答えできないんですけども、当時も、おおむね3割ということの内容でしたので、3割は確保されたものであろうと思います。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 続きます。今後の予定の中で、4月1日に遡及してと、遡ってということだと思っんですよ。ところが、県の策定は、もう既に3月31日なんですよね。ということは、それをもう既に情報が流れていて、市のほうは4月1日から実施すべきですよ、タイム的には。ここまで遅れちゃったというのはコロナの関係ですか、それとも何か理由があるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 特にコロナの影響等ではございませんが、県の要綱は3月31日、市が今になってしまったということで、遡って行うということなんですけれども、特別大きな理由はございませんが、遡及してという形になります。

今のところ、企業等からのそういったお話がございませんので、特に何か遡ることによって不具合が生じるということはないと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 特に誘致の希望がないと、企業がないということだったからよかったんだけど、前もって準備していた企業があるとすれば、ここまでずっと引き延ばしをされなきゃならないわけですよ。ですから、こういう対応は、やっぱり行政とすれば早く対応しないと、そういう希望に応えられないということもあろうかと思っんですよ。その辺はぜひ努力してほしいなと、今後の話ですけども、してほしいなというふうに思います。それは要望で結構ですから。

続いて、いいですか。

この企業立地、産業立地ということなんですけど、ちょっと大きくなっちゃっんですけれども、例えば企業誘致という格好になると、そこの日立ですよ、あれ大きな問題になってくると思っんですよ。それを含めて、大型の企業誘致であるとか、そういったものは商工観光課が担当でしょうか。また、そのもし実績というか活動があれば、最近の情報があれば教えていただきたいんですが。

○委員長（秋山照雄君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 企業の誘致の関係は商工観光課になるんですけれども、ルネサスさんの土地につきましては、やはりルネサスさんの、まずは所有というのがあるんで、我々だけで決められるものでもないんですが、もしその、ルネサスさんのところのお話を聞いてみたいとか、見てみたいとかというお話があれば、担当の方におつなぎするとか、そういうような活動は日々行っております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その続きになるんですが、例えば、そのルネサスの跡を使いたいとかいう問合せというのは過去あったんですか。承知しているんですか。

○委員長（秋山照雄君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 昨年度2件ほどありましたが、お話だけ聞いて、その後検討するというので、後は何も具体的な行動は、その後は特にありませんでした。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 8ページの交付の実績、9ページにかけてだけれども、今、五味さんもちよつと言ったけれども、この実績3社の直近の年商、従業員の数、市内の従業員の割合、これらは今この場で答えられなくても、後で分かりますよね。また報告いただけますか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 大変申し訳ない、現在この手元には資料がございませんので、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） よろしいですか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この新しい制度で、今のところ実績が、30年度のTOKさんが直近にあるようだけれども、この交付金後、事業を何年継続するとか、交付金だから何年は最低やらなきゃいけないとか、そういう制限はないんですか。

○委員長（秋山照雄君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君）　こちら県の要綱になるんですが、認定された事業者につきましては、助成金の交付を受けた日の次の日を基準日として合計5年間は、毎年必ず事業の実績報告を提出していただくということになっておりますので、5年は必ずやっていただくという形になります。

以上です。

○委員長（秋山照雄君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君）　ないようですので、なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱の制定についてを終わります。

続いて、商工観光課関係のその他を行います。

初めに、商工観光課より報告をお願いいたします。

堤課長。

○商工観光課長（堤　貞治君）　引き続き、よろしく願いいたします。

元気甲斐商品券の配達方法についてご説明いたします。

6月定例市議会におきまして補正をいたしました元気甲斐商品券の配達について、郵便局の簡易書留により配付するとご説明いたしましたが、郵便局と打合せを重ねた結果、配達数が多く、8月中に全ての世帯に配達することができないことが分かりました。商品券は9月から使用可能であるため、8月中に配付できる方法を検討した結果、配達数のおおむね半分を民間宅配業者の佐川急便に変更することにより、8月中に配付することが可能となります。

具体的には、佐川急便が竜王地区の約1万7,700世帯、郵便局の簡易書留が敷島・双葉地区の約1万5,700世帯の配達になります。

なお、費用につきましては、簡易書留は重さにより金額が変更となりますが、宅配便は一律の料金であり、宅配便のほうが高くなります。1通当たりを比較いたしますと、50グラム以下は116円、100グラム以下は70円の増額となります。100グラム以上の宅配便も、簡易書留は同額462円となっております。配達方法を変更することによる金額は、約170万円の増額となります。ただし、増額とはなりますが、予算の範囲内でございます。

市民の皆様には、元気甲斐商品券をいち早くお届けするための配達方法の変更でありますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（秋山照雄君）　説明が終わりました。

元気甲斐商品券の配達方法についての質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 170万円、予算よりもオーバーということだと思うんですが、企画の時点で、郵便局とのそういう話合いというのはなかったんですか。3万通以上のものを一度に出したらどうなるんだ、いつまでに届くんだとかいう交渉はしなかったんでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 補正予算6月の以前に、元気甲斐商品券を市の施策として行うに当たりまして、郵便局と協議はしました。郵便局のほうでも、職員数を増員したりとか、土日を含めて配達するということが話があったんですけども、実質、話を進めていった中で、8月いっぱい全部を配るということはちょっと不可能だったということで、当初はできるような形の話だったんですけども、その後の協議を進めた中で、ちょっと厳しいという状況になった状況であります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 普通は契約ですから。それが、要するに不履行ですよ。やれないということで返事が来ちゃったわけですよ。何かその辺が、ちょっと普通考えられないような気がするんです。対応は、宅急便を使えばいいんでしょうけれども、でもそれによって、170万円の公費が失われるわけですよ。そうすると、ちょっと郵便局の対応もさながら、こちらのほうも、やっぱりある程度強硬な部分もあってしかるべきだと思うんですが、この辺の交渉術や、そういう体制というのはどうだったんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 郵便局は料金というのが契約ではなく、一方的に郵便物をお送りして、料金設定がされているということですので、契約行為ではないということになりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 契約というのは書類だけじゃないんですよ。口約束だって契約なわけですよ。まして、3万何千通出すわけですよ。市民も心待ちにしているわけですよ。それが結果、2つのところから別々に、同一本人に2通来ることはあり得ないんですけども、うちは佐川だよ、うちは郵便局だよと、やっぱり市民も、ちょっとその辺の心配事があるかと思うんですよ。ですから、それは契約ではないというのは、ちょっとおかしいなと思うん

ですが、いかがですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 委員さんのおっしゃるとおり、契約行為ではないというのはちょっとおかしいと思います。

一応、郵便局と事前に話をした中で、当初は8月中に何とかという話だったんですけども、話を進めていく中で期間が、配れないと、どうしても8月中には配れず、9月の末ぐらいにまで、1か月ほど延びてしまうということになりましたので、私どもも9月1日からの商品券が使える事業ですから、どうしても8月中に配りたいと。

ということで、8月末までに配付できるような形を検討した中で、半数を民間宅配業者に依頼するという形になったわけなんですけれども。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 経過は分かりました。あとは8月末までに、9月1日がスタートですから、8月31日を待たずに、例えばお盆過ぎぐらいに徹底して早く届けるような努力、これやっぱりすべきだと思うんですが、この辺よろしくお願いします。要望でいいです。

○委員長（秋山照雄君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

続いて、補正予算について。

堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） それでは、引き続き、よろしく申し上げます。

8月定例審議会におきまして増額補正を予定しておりますので、ご報告させていただきます。

7款商工費、商工振興事業における県特別融資に対する信用保証料補助及び甲斐市小規模事業者持続化補助金、また、観光イベント事業におけます信玄公生誕500年記念事業実行委員会負担金の補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（秋山照雄君） 補正予算については定例会の案件ですので、質疑を省略します。

以上で商工観光課の報告を終わります。

次に、委員より商工観光課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上で商工観光課関係のその他を終了します。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、農林振興課関係の報告をお願いいたします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課からご報告をさせていただきます。

初めに、8月臨時議会への提出案件について、ご説明をさせていただきます。

本市農業委員会の委員につきましては、本年8月末をもって任期が満了となることから、新たな委員の任命について、議会の同意をお願いする案件を提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8月定例会に提出させていただきます内容について、ご説明をさせていただきます。

県営土地改良事業につきまして、補助整備事業に係る換地業務委託内容の確定に伴い、歳入歳出予算をそれぞれ補正させていただく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、本日の委員会にてご説明する予定でございました楯無堰頭首工災害復旧工事についてご報告をさせていただきます。

本工事につきましては、先月入札執行をいたしました但、工事中の仮設物となりますポリエチレン管のリースが困難であるなどの理由から、入札の辞退届が提出をされまして、一旦取りやめとなっております。その後、市が備品として購入し貸与する手法なども検討していたため、本委員会にて内容をご説明させていただく予定でございましたが、先般、リース品としての確保にめどが立ったことから、問題が解決に至ったところでございます。

今後は、再度の入札に向けまして手続を進め、8月の入札執行を予定しております。

以上が農林振興課からのご説明とご報告になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

定例会等の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員より農林振興課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、以上でその他を終了します。

引き続き、次第の4、その他を行います。

委員より常任委員会関係で、その他何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ないようですので、事務局よりその他何かありましたら、お願いします。

中込書記。

○書記（中込美智子君） 7月3日に開催しました建設経済常任委員会懇親会の精算報告につきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） そのほかなければ、以上でその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時48分